

(証券コード：3948)

2022年3月11日

株 主 各 位

東京都八王子市東浅川町553番地
光ビジネスフォーラム株式会社
代表取締役社長 松 本 康 宏

第54回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第54回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染防止の観点から極力委任状を事前にご提出いただき、また、委任状のご提出に当たっては、お手数ながら後記参考書類をご検討くださいまして、同封の委任状用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、ご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月30日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都八王子市東浅川町553番地
光ビジネスフォーラム株式会社 本社

3. 会議の目的事項

報 告 事 項 第54期（2021年1月1日から）事業報告、計算書類の内容報告の件
2021年12月31日まで

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役1名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件

議案の概要は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」に記載のとおりであります。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「委任状用紙」を、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

また、当日は定刻までにおいでいただけない場合、会場への入場をお断りいたしますので、当日の総会運営にご協力賜りますようお願い申し上げます。交通機関の遅延等不測の事態の場合には開始時刻を繰り下げる等の対応をとることがあります。

なお、事業報告および計算書類に株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、当社ホームページ（<http://www.hikaribf.co.jp>）に掲載することにより、お知らせいたします。

事業報告

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期における我が国経済は、前年に続き新型コロナウイルスに翻弄された1年でした。東京2020（オリンピック・パラリンピック）がほぼ無観客ながらも1年遅れで開催され、日本代表選手の活躍で盛り上がりを見せる中、「巣ごもり需要」に対応するニュービジネスが話題となり、業績を回復する企業が増えました。年初の米国新大統領の就任に始まり、わが国やドイツでは新首相が就任する一方で、ロシアや中国の政権長期化とともに対立構造が深まり、世界的な物流や半導体の需要急増、エネルギー資源の高騰など、新しい経済局面を迎えました。

フォーム印刷業界におきましては、特に公的部門で新型コロナワクチン接種券関係の特需が生じましたが、テレワークやオンライン会議が日常化するニュー・ノーマルの中でビジネス・スタイルのペーパーレスにも一段と拍車がかかりました。

このような情勢のもと、当社は営業部門におきましては、特に新型コロナワクチン接種関係の公的需要の取り込みに注力し、接種券の印刷発送以外にも、コールセンター業務と連携した予約システムの一括受注を図り、売上の拡大に努めました。

製造部門におきましては、様々な感染症予防対策を講じて生産力を維持しつつ、一層の省力化・人員配置の効率化に努めました。

また、セキュリティ委員会を通じて、サイバー攻撃対策などの情報セキュリティ対策を強化するとともに、法令遵守、内部統制、ISO、個人情報保護の諸活動を通じて各製造工程の質的な見直しを図り、社員教育を繰り返して行いました。

以上のとおり、営業・製造・管理各部門においてそれぞれの体質強化策を推進してまいりました結果、売上高は9,565百万円（前期比31.8%増）となり、経常利益1,229百万円（前期比173.5%増）、当期純利益819百万円（前期比131.1%増）となり、前期に比べ増収・増益となりました。

(2) 当社が対処すべき課題

わが国では、新首相の下で新型コロナウイルスの新種株に対する感染防止対策

の継続、3回目以降のワクチン接種が推進されるほか、「新しい資本主義」の下での経済政策、デジタル庁の発足とともにDX（デジタル・トランスフォーメーション）が強力に推進されていくものと思われます。世界では、北京冬期オリンピック・パラリンピックにおいて政治的ボイコットが広がり、人の交流も感染拡大防止のため思うようには復旧せず、米中対立構造の今後の展開は不透明です。今後、新種の変異株の拡大により経済活動が急停止しないとも限らず、他方で世界的な物流や半導体の需要急増、エネルギー資源の高騰に起因するインフレ防止のための金利引き上げなど、内外政府および企業経営者には非常に難しいかじ取りが求められています。

フォーム印刷業界におきましては、感染症対策の特需が引き続き予定される一方で、公的部門においてもペーパーレス推進が本格化し、民間部門も含めて、ビジネスフォームの減少スピードは一段と速まっていくものと思われます。

このような情勢の中で、当社は営業面におきましては、特にBPOの分野で、顧客ニーズの変化に迅速に対応する、総合的かつ具体的なソリューション提案を行い、ビジネスフォームと情報処理の技術を総合的に組み合わせて新しいサービスに結びつけるような活動を積極的に進めてまいります。顧客企業の業態改革に伴うアウトソーシングの動きを好機ととらえ、自らの業態変革にも一層の拍車をかけていかなければならないと考えます。

生産面では、引き続き感染症予防対策を緩めることなく、一段の省力化投資により生産機能のレベルアップを図り、人員・設備の効率の再配置により、新しいサービスの提供力向上を目指すとともに、原価率のさらなる低減に努めてまいります。また、内部統制やISO活動・個人情報保護活動とともに、法令遵守やセキュリティ・環境・女性活躍推進・働き方改革といった企業の社会的責任、さらにはSDGsへの取り組みを一層強化してまいります。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 資金調達状況

当期の所要資金につきましては、借入金および自己資金により賄っております。

(4) 設備投資等の状況

当期中に実施いたしました設備投資の総額（無形固定資産を含む）は229百万円です。

その主な内容は、印刷機器等の機械装置（リース資産を含む）およびサーバー等の工具器具備品の取得196百万円です。

- (5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。
- (6) 事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- (7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- (8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。
- (9) 財産および損益の状況

期 別 項 目	第 51 期 (2018年12月期)	第 52 期 (2019年12月期)	第 53 期 (2020年12月期)	第 54 期 (2021年12月期)
売 上 高(百万円)	6,881	7,410	7,256	9,565
経 常 利 益(百万円)	182	424	449	1,229
当 期 純 利 益(百万円)	135	295	354	819
1株当たり当期純利益(円)	23.36	51.07	61.32	142.39
総 資 産(百万円)	9,237	9,574	9,520	10,798
純 資 産(百万円)	6,803	7,011	7,202	7,906

- (注) 1. 記載金額は1株当たり当期純利益を除いて、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益の算出は期中平均発行済株式数によっております。
3. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第52期の期首から適用しており、第51期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(10) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 子会社の状況
該当事項はありません。
- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容 (2021年12月31日現在)

コンピューター用出力帳票、諸事務・計測器などの機器に用いる用紙類の製造、販売並びに関連消耗品類の販売、データ出力業務およびデータ・エントリー業務。

(12) 主要な営業所、工場およびセンター (2021年12月31日現在)

本社および本社事務所

事業所名	所在地
本社	東京都八王子市
本社事務所	東京都新宿区

工場

事業所名	所在地
高尾工場	東京都八王子市
野田工場	千葉県野田市

センター

事業所名	所在地
DPP第1センター	東京都八王子市
DPP第2センター	東京都八王子市

事務所、営業所および支店

事業所名	所在地
日本橋事務所	東京都中央区
新宿事務所	東京都新宿区
多摩営業所	東京都八王子市
大阪支店	大阪府北区

(13) 従業員の状況 (2021年12月31日現在)

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	300 ^名	4名減	43.1 ^才	15.8 ^年
女性	87	10名増	39.0	12.5
計または平均	387	6名増	42.2	15.1

(注) パートタイマー (106名) を含む従業員数は493名であります。

(14) 主要な借入先の状況 (2021年12月31日現在)

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2021年12月31日現在）

- | | |
|--------------|-----------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 15,400,000株 |
| (2) 発行済株式総数 | 5,749,729株(自己株式 65,565株を除く) |
| (3) 株主数 | 3,101名 |
| (4) 大株主 | |

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
内外カーボンインキ(株)	550	9.56
村上 文江	255	4.43
自社従業員持株会	239	4.15
三井住友信託銀行(株)	237	4.12
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LIMITED - HONG KONG PRIVATE BANKING DIVISION CLIENT A/C 8028-394841	223	3.88
瀬戸 政春	174	3.02
エム・ビー・エス(株)	141	2.46
(株)日本カストディ銀行(信託口)	130	2.26
(株)ミヤコシ	122	2.13
キヤノンプロダクションプリンティングシステムズ(株)	100	1.73
フジ日本精糖(株)	100	1.73

(注) 持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式（自己株式を除く）の総数に対する割合であります。

(5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

① 譲渡制限付株式報酬制度

当社は、2021年3月30日開催の第53期定時株主総会の決議に基づき、取締役(社外取締役を除く)を対象に譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

② 当事業年度中に交付した株式報酬の内容

当社は、2021年4月6日開催の取締役会における自己株式処分の決議に基づき、譲渡制限付株式報酬として、2021年4月30日付で下記のとおり自己株式を割り当てております。

	株式数	交付された者の人数
取締役(社外取締役を除く)	17,741株	4名

(6) その他株式に関する重要な事項

2021年12月15日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に関する変更報告書において、重田光時氏他共同保有者2名が2021年12月8日現在246,200株(4.23%)を保有している旨が記載されておりますが、当社として2021年12月31日現在における実質保有株式数の確認ができないため、上記大株主には含めておりません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

- (1) 取締役および監査役の氏名等 (2021年12月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	松本康宏	
常務取締役	大宮健	管理本部長兼総務部長兼経理部長
取締役	水野晴仁	営業本部長
取締役	渡邊宏志	営業本部副本部長兼営業企画部長 兼首都圏ソリューション営業部長
取締役	横山友之	(一社)立飛教育文化振興会理事長
常勤監査役	今井公富	
監査役	山内政幸	
監査役	岩永清範	
監査役	倉本勤也	(株)ネットマーケティング取締役

- (注) 1. 取締役横山友之氏は社外取締役であります。
なお、社外取締役横山友之氏と当社との間では、定款第25条第2項および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。また、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

2. 監査役今井公富氏、岩永清範氏および倉本勤也氏は社外監査役であります。また、今井公富氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役今井公富氏、山内政幸氏、岩永清範氏および倉本勤也氏と当社との間では、定款第32条第2項および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。
4. 2021年3月30日開催の第53回定時株主総会において新たに、渡邊宏志氏は取締役役に選任され、就任いたしました。
5. ① 取締役横山友之氏は、公認会計士として財務・会計に関する高い専門性を有しています。同氏は、2021年7月に一般社団法人立飛教育文化振興会の理事長に就任しております。
 ② 常勤監査役今井公富氏は、旧㈱富士銀行の支店長等を歴任し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
 ③ 監査役山内政幸氏は、旧㈱富士銀行の支店長および当社役員等を長年に亘り歴任し、当社の業務内容、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
 ④ 監査役岩永清範氏は、日通商事㈱の役員等を長年に亘り経験し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
 ⑤ 監査役倉本勤也氏は、大和証券グループ会社の役員等を長年に亘り経験し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。同氏は、㈱ネットマーケティングの2021年9月27日付組織変更に伴い同社監査役から同社取締役に異動となっております。

(2) 事業年度中に退任した取締役

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退任時の地位および重要な兼職の状況
林 陽一	2021年3月30日	任 期 満 了	代表取締役会長
坂下 正巳	2021年3月30日	任 期 満 了	専務取締役

(3) 取締役および監査役の報酬等

① 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額および員数

区 分	報酬等の種類別の額 (千円)			計 (千円)	員数 (名)
	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等		
取 締 役	65,850	24,000	6,187	96,037	7
(うち社外取締役)	(6,000)	(—)	(—)	(6,000)	(1)
監 査 役	15,990	—	—	15,990	4
(うち社外監査役)	(13,140)	(—)	(—)	(13,140)	(3)
計	81,840	24,000	6,187	112,027	11

- (注) 1. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、4. (3)③に記載する役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針と手続に従い、その金額の決定は報酬基準の範囲内で代表取締役松本康宏に委任されたものであります。また、取締役会は、取締役の報酬等の内容について、報酬基準に従って決定されたものであることから、当該方針に従ったものであると判断しております。なお、取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬等は、当事業年度における役員賞与引当金繰入額であります。業績連動報酬等の額の算定基礎として選定した業績指標の内容等は4. (3)③に記載する役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針と手続に従い、明確な業績指標として経常利益および当期純利益を選択し、期初の見込値を大幅に上回ったことを勘案して決定しております。
3. 非金銭報酬等は、当事業年度における譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額であります。株式報酬の内容及びその交付状況は2. (5)当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況に記載のとおりであります。
4. 取締役の報酬限度額は、年額150,000千円 (1989年3月30日定時株主総会決議、当該定時株主総会終結時点の取締役員数は9名)であります。また、その内枠で年額15,000千円以内での譲渡制限付株式報酬制度 (発行または処分する普通株式の総数は年30,000株以内)を導入しております (2021年3月30日定時株主総会決議、当該定時株主総会終結時点の社外取締役を除く取締役数は4名)。
5. 監査役の報酬限度額は、年額20,000千円 (1989年3月30日定時株主総会決議、当該定時株主総会終結時点の監査役員数は2名)であります。
6. 2021年3月30日開催の第53回定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止に伴う役員退職慰労金の打ち切り支給を決議いたしました。当事業年度末現在における今後の打ち切り支給予定額は、以下のとおりであります。
- ・取締役3名 32,800千円 (うち社外取締役一名 一千元)
 - ・監査役4名 9,300千円 (うち社外監査役3名 7,900千円)

② 当事業年度において支給した報酬等の総額および員数

区 分	支 給 額	員 数	摘 要
取 締 役	199,200千円	2名	役員退職慰労金（2021年3月30日開催の当社定時株主総会の決議に基づく）

③ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針と手続

当社取締役の報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内で、取締役会で定めた基本方針及び決定方針に基づき支払うこととし、その内容は以下のとおりとします。ただし、2021年3月30日開催の定時株主総会において譲渡制限付株式報酬制度の導入について承認決議されるまでの間の報酬については従前のおり、取締役会が当社の事業規模、業界水準を勘案して定めた報酬基準を基礎としてこれに各人の職責、経験、能力及び実績を考慮の上、取締役会から委任を受けた代表取締役が決定しております。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、取締役（社外取締役を除く）の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払います。

b. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

基本報酬は、月例の金銭固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定します。

c. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績を反映した金銭報酬とし、各事業年度の業績指標の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、定時株主総会后に支給します。目標となる業績指標とその値は、前期決算発表時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行います。

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし、別に定める譲渡制限付株式報酬制度に基づき支給します。

d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連す

る業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とします。代表取締役社長は取締役会の定める報酬基準に示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定します。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬:業績連動報酬等:非金銭報酬等＝7：2：1とします。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の職責を踏まえた賞与の評価配分とします。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役会が報酬基準を定めるものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長は、報酬基準の内容に従って決定をしなければならないこととします。なお、譲渡制限付株式報酬は、取締役会決議により取締役個人別の割当株式数を決定します。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況並びに当該兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職の状況	当該兼職先と当社との関係
取締役	横山友之	(一社)立飛教育文化振興会理事長	重要な取引先その他の関係はありません。
監査役	倉本勤也	(株)ネットマーケティング取締役	重要な取引先その他の関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動の状況
取締役	横山友之	当期開催した12回の取締役会の全てに出席し、公認会計士としての専門的観点から議案審議等に必要な発言を適宜行い、主に財務および会計面での実効性の高い監督等に十分な役割と責任を果たしています。
常勤監査役	今井公富	当期開催した12回の取締役会および15回の監査役会の全てに出席し、主に常勤監査役として業務監査の観点から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	岩永清範	当期開催した12回の取締役会および15回の監査役会の全てに出席し、主に企業経営における経験と見識から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	倉本勤也	当期開催した12回の取締役会および15回の監査役会の全てに出席し、主に企業経営における経験と見識から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(注) 当社は、日本年金機構が発注する帳票の作成及び発送準備業務に関して、独占禁止法違反があったとして、2022年3月3日に公正取引委員会より独占禁止法に基づく排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。社外取締役および社外監査役の各氏は、問題の判明まで当該事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において法令遵守の視点に立った発言を行ってまいりました。当該事実の判明後は法令遵守のさらなる徹底および再発防止に向けた取り組みについて提言を行う等、その職責を果たしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---------------------------|---------|
| ・公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 | 26.0百万円 |
| ・当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 33.2百万円 |

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、および報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」の適用に関する助言・指導業務およびサステナビリティの取り組みに関する助言業務を委託し報酬を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業行動規準、定款および取締役会規程を遵守することにより、業務の適正を確保する体制を確立し、必要に応じて外部の専門家を起用することにより、監査役と協力して未然に法令定款違反を防止する。
- ② 企業行動規準に基づいて就業規則に関連規程を定めることにより、社員等の職務の執行が法令等に適合することを確保する。
- ③ 取締役は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見したときには、直ちに監査役および社長等に報告し、適切な措置をとるものとする。
- ④ 監査役はコンプライアンスおよび内部通報制度の運用に問題があると認めるときには、取締役会において意見を述べるとともにその改善策の策定を求めることができる。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、取締役会規程および文書管理規程に基づき、保存期間、閲覧の条件等を明確にすることとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクの把握とその管理および管理の体制等については、危機管理規程に基づき、不測の事態が発生した場合について、社長を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等を含む外部の専門家も含め、損害の発生を最小限にとどめる体制を整えるものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会を毎月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜に開催することとし、当社の経営方針にかかわる重要事項については、適宜、社長等によって事前に審議をするものとする。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行の組織、業務分担、責任者等については、都度定めることとする。

(5) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役を補助すべき使用人として監査役補助者を任命することとする。

- ② 監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないこととし、監査役補助者の人事異動、昇給、昇格等人事に関する事項については監査役の同意を得るものとし、取締役からの独立性を確保するものとする。
 - ③ 監査役監査の適切な遂行をするため監査環境整備に努めるとともに、監査役の監査役補助者に対する指示の実効性を確保するものとする。
- (6) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 代表取締役および業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議においてその担当する業務の執行状況や業務の適正を確保するために必要な重要事項について監査役に対して都度報告するものとする。
 - ② 社内での反社会的行為等をなくすために内部通報制度を設け、法令定款遵守の体制を確保するものとする。また、通報者が不利益を被らないように保護規定を設けるものとする。
- (7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役および使用人は、監査役が監査計画に基づく監査の実効性を確保するための内部統制の整備、内部監査部門との関係等の体制整備に努めることとする。
 - ② 監査役会は、監査の実施にあたり独自の意見形成を行うため、必要に応じて、会社の費用で法律・会計の専門家を活用できることとする。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、経営および業務執行に関わる意思決定機関としての取締役会を月1回以上開催し、経営上の重要事項を協議・決定しております。社外取締役および3名の社外監査役は取締役会にて適宜忌憚のない意見を述べており、経営や業務執行の監督機能、牽制機能を担っています。

当社は、取締役会の機能を補完するために、内部統制委員会を設置し、半年に1回開催しております。内部統制委員会は、社長、営業本部長、D P P本部長、各工場長、各D P Pセンター長、監査部長、総務部長、経理部長を構成員とし、公認会計士である社外取締役を迎えて、全社的な内部統制の年間スケジュールを策定、全社員を対象とする教育および全拠点を対象とする監査を計画的に行い、オープンな報告、討議を行っております。内部統制委員会の議事内容については監査役に報告されております。

なお、当社は、日本年金機構が発注する帳票の作成及び発送準備業務に関して、独占禁止法違反があったとして、2022年3月3日に公正取引委員会より独占禁止法に基づく排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。当社はこの度の事態を厳粛かつ真摯に受け止め、一層の法令遵守の徹底とコンプライアンス推進の諸施策を通じて従業員の意識改革に取り組んでおります。今後も引き続き、再発防止と早期の信頼回復に努めてまいります。

8. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、2007年3月29日開催の第39回定時株主総会の決議による承認を得て、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」という）を導入いたしました。本プランの有効期間は第42回定時株主総会（2010年3月30日開催）の終結の時までであり、現在は継続しておりません。

継続期間中、当社は、当社を支える株主、従業員、取引先、地域社会等の様々なステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、企業価値および株主共同の利益を中長期的に確保、向上させるための取り組みを推し進めてまいりました。一方、独立委員会委員の意見や株式の大量取得行為に対する法制度の整備状況等も勘案し、本プランの継続の是非について慎重に検討を進めてまいりました結果、今後とも、さらなる業績の向上と持続的成長性を高めることこそが、ステークホルダーの皆様との信頼関係を強固なものとし、企業価値および株主共同の利益の確保・向上に繋がるものとの結論に至り、2010年1月7日開催の取締役会において、第42回定時株主総会へは本プランの継続を付議しないことを決議し、合わせてその旨開示したものであります。

当社は、本プランの非継続後も引き続き、当社株式の大量取得行為があった場合には、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上のために、積極的な情報収集とその適切な開示に努めるとともに、法令および定款によって許容される限度において、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に資する相当の措置を講じてまいります。

また、今後の社会的な趨勢等を踏まえ、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上のために買収防衛策等の導入が必要と判断される場合には、その時点において適切な対策を講じる所存であります。

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,875,330	流動負債	2,321,277
現金及び預金	3,152,971	支払手形	304,396
受取手形	51,409	買掛金	676,104
売掛金	1,091,805	リース債務	194,167
有価証券	30,356	未払金	98,932
製品	191,998	未払費用	177,382
仕掛材	19,821	未払法人税等	324,922
原材料	37,552	前受金	120,529
前払費用	31,563	賞与引当金	120,785
立替金	144,538	役員賞与引当金	24,000
その他貸倒引当金	123,956	独占禁止法関連損失引当金	57,720
	△644	その他	222,338
固定資産	5,923,055	固定負債	570,412
有形固定資産	4,226,138	リース債務	334,983
建物	1,106,745	繰延税金負債	164,507
構築物	11,047	資産除去債務	28,381
機械装置	77,954	長期未払金	42,100
車両運搬具	5,136	その他	440
工具器具備品	37,034	負債合計	2,891,690
土地	2,504,345	(純資産の部)	
リース資産	458,900	株主資本	7,691,766
建設仮勘定	24,975	資本金	798,288
無形固定資産	34,499	資本剰余金	606,239
ソフトウェア	15,166	資本準備金	600,052
リース資産	12,762	その他資本剰余金	6,187
電話加入権	6,571	利益剰余金	6,321,773
投資その他の資産	1,662,416	利益準備金	199,572
投資有価証券	955,458	その他利益剰余金	6,122,201
長期前払費用	28,815	配当平均積立金	300,000
保険積立金	86,038	別途積立金	4,338,000
投資不動産	19,056	繰越利益剰余金	1,484,201
前払年金費用	514,647	自己株式	△34,535
その他貸倒引当金	60,199	評価・換算差額等	214,929
	△1,800	その他有価証券評価差額金	214,929
資産合計	10,798,385	純資産合計	7,906,695
		負債・純資産合計	10,798,385

損 益 計 算 書

(自 2021年1月1日)
(至 2021年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		9,565,055
売 上 原 価		7,034,869
売 上 総 利 益		2,530,186
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,330,560
営 業 利 益		1,199,625
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 ・ 配 当 金	17,879	
有 価 証 券 利 息	1,366	
受 取 保 険 金	25,334	
受 取 賃 貸 料	1,928	
複 合 金 融 商 品 評 価 益	463	
雑 収 入	5,664	52,636
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	15,188	
貸 貸 費 用	1,813	
固 定 資 産 除 却 損 失	76	
雑 損 失	5,939	23,019
経 常 利 益		1,229,242
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	14,336	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	25,723	
会 員 権 退 会 益	1,310	
そ の 他	100	41,470
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	2,510	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	1,157	
減 損 損 失	1,192	
独 占 禁 止 法 関 連 損 失 引 当 金 繰 入 額	57,720	62,579
税 引 前 当 期 純 利 益		1,208,133
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	368,154	
法 人 税 等 調 整 額	20,767	388,921
当 期 純 利 益		819,211

株主資本等変動計算書

(自 2021年1月1日)
(至 2021年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	798,288	600,052	—	600,052
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
別 途 積 立 金 の 積 立				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
自 己 株 式 の 処 分			6,187	6,187
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	6,187	6,187
当 期 末 残 高	798,288	600,052	6,187	606,239

(単位：千円)

	株 主 資 本						自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利 益 剰 余 金					利 益 剰 余 金 合 計		
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計			
	配 当 平 均 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金					
当 期 首 残 高	199,572	300,000	4,238,000	907,321	5,644,893	△20,862	7,022,371	
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当				△132,986	△132,986		△132,986	
別 途 積 立 金 の 積 立			100,000	△100,000	—		—	
当 期 純 利 益				819,211	819,211		819,211	
自 己 株 式 の 取 得					—	△23,017	△23,017	
自 己 株 式 の 処 分				△9,344	△9,344	9,344	6,187	
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）								
当 期 変 動 額 合 計	—	—	100,000	576,880	676,880	△13,672	669,394	
当 期 末 残 高	199,572	300,000	4,338,000	1,484,201	6,321,773	△34,535	7,691,766	

(単位：千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	179,959	179,959	7,202,331
当期変動額			
剰余金の配当			△132,986
別途積立金の積立			—
当期純利益			819,211
自己株式の取得			△23,017
自己株式の処分			6,187
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	34,969	34,969	34,969
当期変動額合計	34,969	34,969	704,364
当期末残高	214,929	214,929	7,906,695

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの…………… 期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの…………… 移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品…………… 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

原材料…………… 移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

2007年3月31日以前に取得した資産…………… 旧定率法(1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、旧定額法)

2007年4月1日以後に取得した資産…………… 定率法(建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法)

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物…………… 38～47年

構築物…………… 10～40年

機械装置…………… 10年

車両運搬具…………… 5年

工具器具備品…………… 5～10年

② 無形固定資産(リース資産を除く)…………… 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産…………… 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産…………… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討して、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法に基づく按分額をそれぞれ発生の翌期から費用処理することとしております。

なお、当事業年度において年金資産残高が退職給付債務から未認識数理計算上の差異を加減した額を超えているため、当該金額を前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

⑤ 独占禁止法関連損失引当金

独占禁止法に基づく課徴金の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。

(4) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 貸借対照表関係

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

4,226,334千円

(2) 決算期末日満期手形の会計処理は、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当決算期末日が金融機関の休日であったため、次の決算期末日満期手形が決算期末日残高に含まれております。

受取手形

10,666千円

3. 損益計算書関係

(1) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失
静岡県裾野市	遊休資産	土地	936千円
		建物	255千円
計			1,192千円

当社は、印刷事業用資産（共用資産を含む）、賃貸資産及び遊休資産を基礎としてグルーピングを行っております。

上記資産は、売却の意思決定を行ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産売却予定額等を基に算定しております。なお、当該資産は2021年8月に売却済みであります。

(2) 独占禁止法関連損失引当金繰入額

独占禁止法に基づく課徴金の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。

4. 株主資本等変動計算書関係

- (1) 事業年度の末日における発行済株式の数 普通株式 5,815,294株
 (2) 事業年度の末日における自己株式の数 普通株式 65,565株
 (3) 配当に関する事項
 ① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年3月30日 定時株主総会	普通株式	132,986千円	23.00円	2020年12月31日	2021年3月31日

- ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
 2022年3月30日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。
- イ. 配当金の総額 201,240千円
 ロ. 1株当たり配当額 35.00円
 ハ. 基準日 2021年12月31日
 ニ. 効力発生日 2022年3月31日
- なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

5. 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金調達については、運転資金及び設備投資計画に照らして必要な資金を金融機関から借入により調達しております。また資金運用については、投機目的による取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。
 有価証券及び投資有価証券は、株式、投資信託及び社債であり、市場価格の変動リスク及び株式・債券等発行体の信用リスクに晒されております。
 営業債務である支払手形及び買掛金は、4ヶ月以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理
 営業債権については、販売管理規程に基づき、各営業所が取引先の信用状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスク（市場価格や金利等の変動リスク）の管理
 有価証券及び投資有価証券につきましては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、必要に応じて保有の見直しを図っております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
 経理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注2) 参照）。

区分	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	3,152,971	3,152,971	—
(2) 受取手形 貸倒引当金 ※	51,409 △25		
(3) 売掛金 貸倒引当金 ※	51,384 1,091,805 △545	51,384	—
(4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	1,091,259 980,465	1,091,259 980,465	—
(5) 立替金 貸倒引当金 ※	144,538 △72		
	144,465	144,465	—
資産計	5,420,546	5,420,546	—
(1) 支払手形	304,396	304,396	—
(2) 買掛金	676,104	676,104	—
(3) 未払法人税等	324,922	324,922	—
負債計	1,305,422	1,305,422	—

(※) 受取手形、売掛金、立替金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金、(5) 立替金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから当該帳簿価額によっております。

- (4) 有価証券及び投資有価証券

有価証券及び投資有価証券の時価につきましては、取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっております。

負債

- (1) 支払手形、(2) 買掛金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから当該帳簿価額によっております。なお、リース債務については重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	5,350

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「(4)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,152,971	—	—	—
受取手形	51,409	—	—	—
売掛金	1,091,805	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち 満期があるもの	30,930	40,000	10,000	—
立替金	144,538	—	—	—
合計	4,471,655	40,000	10,000	—

6. 賃貸等不動産関係

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

7. 税効果会計関係

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	19,686千円
未払役員退職慰労金	12,891千円
会員権評価損	16,623千円
投資有価証券評価損	8,706千円
減損損失	8,143千円
資産除去債務	8,690千円
貸倒引当金	748千円
賞与引当金	36,984千円
その他	17,229千円
繰延税金資産小計	129,704千円
評価性引当額	△38,790千円
繰延税金資産合計	90,914千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△94,856千円
前払年金費用	△157,585千円
資産除去債務	△2,663千円
その他	△317千円
繰延税金負債合計	△255,421千円
繰延税金負債の純額	△164,507千円

8. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として、一般従業員に対して確定給付年金制度を設けております。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

(2) 退職給付債務に関する事項（2021年12月31日現在）

	(単位：千円)
退職給付債務	△1,263,987
年金資産	1,772,576
未積立退職給付債務	508,589
未認識数理計算上の差異	6,058
前払年金費用	514,647

(3) 退職給付費用に関する事項（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

	(単位：千円)
勤務費用	87,252
利息費用	189
期待運用収益	△33,194
数理計算上の差異の費用処理額	20,174
退職給付費用	74,422

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
割引率	0.066%
長期期待運用収益率	2.0%
数理計算上の差異の処理年数	10年

9. 関連当事者との取引関係

該当する重要な事項はありません。

10. 1株当たり情報

(1) 1株当たり純資産額	1,375円14銭
(2) 1株当たり当期純利益	142円39銭

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年2月16日

光ビジネスフォーム株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三澤 幸之助

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 會澤 正志

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、光ビジネスフォーム株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、２０２１年１月１日から２０２１年１２月３１日までの第５４期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第１００条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第１３１条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成１７年１０月２８日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、当社は日本年金機構が発注する帳票の作成及び発送準備業務に関して、独占禁止法違反の疑いがあるとして、2019年10月8日に公正取引委員会による立ち入り検査を受け、2021年11月4日に同委員会より独占禁止法に基づく排除措置命令書（案）および課徴金納付命令書（案）に関する意見聴取通知書を受けました。その後、事業報告に記載のとおり、2022年3月3日に公正取引委員会より独占禁止法に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。監査役会としては、当社が一層の法令遵守の徹底とコンプライアンス推進の諸施策を通じて、従業員の意識改革に取り組んでおり、再発防止に向けた取り組みを徹底強化していることを確認しておりますが、今後も引き続き注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年3月4日

光ビジネスフォーム株式会社 監査役会

常勤監査役 (社外監査役)	今井公富	Ⓢ
監査役	山内政幸	Ⓢ
監査役 (社外監査役)	岩永清範	Ⓢ
監査役 (社外監査役)	倉本勤也	Ⓢ

以上

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者

光ビジネスフォーム株式会社
代表取締役社長 松 本 康 宏

2. 議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営方針のひとつとして位置づけ、安定的な配当を基本としながら、当期の業績や今後の事業展開等を勘案し、以下のとおり剰余金の配当（第54期期末配当）およびその他の剰余金の処分をさせていただきますと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金35円
配当総額 201,240,515円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日（第54期期末配当金の支払開始日）
2022年3月31日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

- (1) 増加する剰余金の項目とその額
別途積立金 500,000,000円
- (2) 減少する剰余金の項目とその額
繰越利益剰余金 500,000,000円

第2号議案 取締役1名選任の件

取締役による業務執行に対する監督機能強化および経営の透明性・公正性の向上を図ることを目的として、新たに社外取締役1名を選任することをお願いするものであります。新たに選任される取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数	当社との 特別の 利害関係
おがわ まみ こ 小河満美子 (1965年8月24日生)	2007年11月 ㈱みずほ銀行狛江支店長 2010年10月 同行横浜ダイレクトバンキングセンター 所長 2014年4月 同行石神井支店長 2017年4月 同行新松戸支店長 2020年10月 みずほファクター(㈱ファクタリング事務 部長 (現在に至る)	0株	なし

- (注) 1. 小河満美子氏は新任の社外取締役候補者であります。
2. 小河満美子氏は㈱みずほ銀行の支店長ほか、みずほフィナンシャルグループの要職を長年に亘り歴任し、財務・会計・内部統制に関する相当程度の知見を有していることから、選任された場合は、社外取締役としてその経験や知識を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場から、さらに女性の視点から、当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督の役割を十分に果たしていただけるものと判断しております。また同氏は東京証券取引所が規定する一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる判断要素のいずれにも該当しないことから独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 社外取締役候補者である小河満美子氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結する予定です。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役山内政幸氏、倉本勤也氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数	当社との 特別の 利害関係
やま うち まさ ゆき 山内政幸 (1948年9月1日生)	1991年5月 ㈱富士銀行中井支店長 1997年11月 同行人事部副部長教育研修室長 1999年5月 同行プライベートバンキング部長 2002年8月 ㈱みずほ銀行より当社へ出向 理事 2003年3月 当社常務取締役総務部長 2004年3月 当社常務取締役総務・法務部長 2007年3月 当社専務取締役総務・法務部長 2013年3月 当社理事 2013年12月 ㈱ユーグレナ監査役 2014年3月 当社監査役 2016年12月 ㈱ユーグレナ監査役 退任 (現在に至る)	17,000株	なし
た げん とおる 田端達 (1960年4月28日生)	2007年4月 大和証券エスエムビーシー㈱金融市場商品部長 2009年4月 同社金融市場部長 2010年1月 大和証券キャピタル・マーケットズ㈱金融市場部長 2010年10月 同社ストラクチャード・プロダクト部長 2012年4月 大和証券ストラクチャード・プロダクト部長 2016年4月 ㈱大和ネクスト銀行 取締役 2021年3月 同行 取締役 退任 (現在に至る)	0株	なし

- (注) 1. 田端達氏は、新任の社外監査役候補者であります。
2. 田端達氏につきましては、大和証券グループ会社の役員等を長年に亘り経験し、財務および会計に関する相当程度の専門的知見を有しておりますので、選任された場合は、社外監査役としてその経験や知識を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場から、当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督の役割を十分に果たしていただけるものと判断しております。
3. 監査役候補者である山内政幸氏および社外監査役候補者である田端達氏が選任された場合、当社は両氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任については、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を、山内政幸氏においては継続し、田端達氏においては新たに締結する予定です。

以上

(ご参考) 取締役および監査役の専門性と経験 (スキルマトリックス)

選任後の取締役および監査役の主要な専門性と経験は、次のとおりであります。

氏名	地位	専門性と経験							
		企業 経営	製造・ 調達	IT・ 情報システム	営業・ マーケティング	法務・ リスク管理	財務・ 会計	ESG	
取締役	松本 康宏	代表取締役 社長	○	○	○	○		○	○
	大宮 健	常務取締役	○				○	○	○
	水野 晴仁	取締役		○	○	○			
	渡邊 宏志	取締役		○	○	○			○
	横山 友之	取締役 (社外)						○	
	小河 満美子	取締役 (社外)						○	
監査役	今井 公富	常勤監査役 (社外)	○					○	
	山内 政幸	監査役	○				○	○	
	岩永 清範	監査役 (社外)	○					○	
	田端 達	監査役 (社外)	○					○	

株主総会会場ご案内

会場 東京都八王子市東浅川町553番地
光ビジネスフォーム株式会社 本社
電話番号 042-663-1635

交通 JR、京王電鉄、高尾駅から徒歩15分

